

平成30年7月30日  
特別区長会

### 平成31年度 都の施策及び予算に関する要望について

特別区長会は東京都に対し、平成31年度予算編成に向けて、重点となる22項目の要望を行いましたので、お知らせします。

- ・日 時 平成30年7月30日（月）13時30分～13時45分
- ・場 所 東京都庁第一本庁舎7階中会議室
- ・応対者 多羅尾副知事
- ・要望者 特別区長会 会 長 西川 太一郎（荒川区長）  
副会長 青木 克徳（葛飾区長）  
幹 事 武井 雅昭（港区長） 山本 亨（墨田区長）
- ・内 容 別紙 「平成31年度都の施策及び予算に関する要望事項（一覧）」  
「平成31年度都の施策及び予算に関する要望書」

#### ○ 特別区長会

東京23区長で構成する任意団体。

特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究、特別区の自治の発展を図るために必要な施策の立案及び推進などの活動を行っている。

会 長：西川 太一郎（荒川区長）

事務局：特別区長会事務局

（千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館19階）

※なお、特別区は平成13年6月から全国市長会に加入している。

## 要望の概要

要望内容は、いずれも、都区双方が力を合わせて、緊密に連携・協力して解決すべき重要課題であり、広域行政の立場から都の積極的な取り組みを求めるものです。

応対した多羅尾副知事に対して、待機児童対策や子どもの貧困対策を含む、少子・高齢化対策、東京オリンピック・パラリンピック開催準備及び住宅宿泊事業法関係業務等への支援等の22項目について要望し、特に次の点について、重点的な取り組みを要請しました。

### 1 「児童相談所設置の促進」について

- 特別区における児童相談所の設置・運営にあたり、昨年6月から世田谷区、荒川区、江戸川区の3区において、設置計画案の都による確認作業が始まり、その経過を設置希望区全体で共有しながら、各區で準備、検討を進めており、また、本年5月からは、入所施設などの広域調整に関する協議もスタートしている。

平成32年度に設置を予定する区においては、本年中には、政令指定に向けた国との協議を始めることを踏まえ、政令指定に向けた支援と協力を含め、各區の取組に対し、力強いバックアップを要望する。

- 本年3月に目黒区で発生した児童虐待死事案に関連し、都において児童福祉司の増員をはじめ、全庁一丸となって児童相談所の体制強化に取り組んでいると伺っている。

派遣研修の形ではあるが、区の職員が児童相談所の仕事に携わっている。

今後、各區で児童相談所が設置されていけば、体制も大幅に拡充されることとなる。児童相談所の体制を強化するにあたっては、この点も見据えてご検討いただきたい。

- 子どもの安全と健やかな成長を実現するには、都と区が協働して、新しい児童相談行政の形を作っていくことが必要であり、前向き、かつ積極的な対応について重ねて要望する。

### 2 「都区の役割分担等に関する協議の実施」について

特別区の自主・自立を一層推進するため、都区間で協議・調整できる場を設定することが必要なことから、次の3点を要請する。

- (1) 平成23年に中断したままとなっている都区のあり方検討委員会の協議について、平成19年以来進めてきた検討の蓄積を踏まえ、再開すること。
- (2) 全国の市町村の中で唯一特別区だけが外されている用途地域の都市計画決定権限等のあり方や、「特別区都市計画交付金の拡充」等、財源の問題を含めて、協議できる場を設定すること。
- (3) 都区財政調整制度の財源である固定資産税・市町村民税法人分等に関し、都において政策的に減額・免除の新設・拡大を検討する際には、共有財源であることを踏まえて事前協議を実施すること。

### 3 「受動喫煙対策の推進」について

6月に制定された都の条例について、施行にあたっては、実効性の確保に向けた都区の協力が必要である。そのためにも、都区の事務分担に関し、条例制定主体として、引き続き区との十分な調整をお願いする。

また、十分な財政措置と都による地域への丁寧な説明について、重ねて要望する。

また、この機会に、要望事項とは別に、次のことを要請しました。

#### ○ 「不合理な税制改正等への対応」について

国が「地方創生の推進と一億総活躍社会の実現」を大義名分に掲げ、都区の税源を収奪し、全国の自治体へ配分している。

地方自治体間に不要な対立を生む不合理な税制改正等について、全国各地域との共存共栄を目指すためにも引続き撤回を求め、特に平成31年度税制改正に向けては、国の責任において、地方自治体の税財源の拡充に取り組むよう、都と区で継続的に主張していくことを要請する。